

議案第10号

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000円」に改める。

第8条第2項中「「100分の95」と」の次に、「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「「100分の87.5」と」の次に、「「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第2条 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例(以下「改正前の任期付職員条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当及び勤勉手当の支給日の特例)

第3条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正後の任期付職員条例の規定により支給する期末手当及び勤勉手当(改正前の任期付職員条例の規定により支給した額と改正後の任期付職員条例の規定により支給する額との差額に限る。)を支給する日については、阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和8年阿見町条例第 号)の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の適用を受ける職員の例による。

(町規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後	備考																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="237 584 969 778"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____し、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と_____する。</p>	号給	給料月額	1	<u>392,000円</u>	2	<u>440,000円</u>	3	<u>492,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="992 584 1724 778"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>405,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>し、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と</u>する。</p>	号給	給料月額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	
号給	給料月額																	
1	<u>392,000円</u>																	
2	<u>440,000円</u>																	
3	<u>492,000円</u>																	
号給	給料月額																	
1	<u>405,000円</u>																	
2	<u>455,000円</u>																	
3	<u>508,000円</u>																	

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後	備考
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」とし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」とし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	

阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 7 条

給料表

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円



号給	給料月額
1	<u>405,000 円</u>
2	<u>455,000 円</u>
3	<u>508,000 円</u>

(2) 第 8 条

期末手当の基本支給率

	6 月	12 月
特定任期付職員	0.950	0.950



	6 月	12 月
特定任期付職員	0.950	<u>0.975</u>

勤勉手当の基本支給率

	6 月	12 月
特定任期付職員	0.875	0.875



	6 月	12 月
特定任期付職員	0.875	<u>0.900</u>

第 2 条

本則

(1) 第 8 条

期末手当の基本支給率

	6 月	12 月
特定任期付職員	0.950	0.975



	6 月	12 月
特定任期付職員	<u>0.9625</u>	<u>0.9625</u>

勤勉手当の基本支給率

	6 月	12 月
特定任期付職員	0.875	0.900



	6 月	12 月
特定任期付職員	<u>0.8875</u>	<u>0.8875</u>

改正附則

第 1 条 (施行期日等)

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用

第 2 条 (給与の内払)

第 1 項 改正前の給与は、改正後の給与の内払とみなす

第 3 条 (期末手当及び勤勉手当の支給日の特例)

第 1 項 改正前と改正後の期末手当の差額は、規定にかかわらず別に定める日に支給する

第 4 条 (町規則への委任)

第 1 項 その他必要な事項は、規則へ委任する